

## 蒲郡市生命の海科学館訪問講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市生命の海科学館（以下「科学館」という）における教育普及活動に寄与するため、科学館以外の施設へ訪問して科学館の展示に関する講座、理科授業の拡充、ワークショップ、サイエンスショーなど（以下「訪問講座」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問講座を申し込むことができる学習会その他の集会（以下「学習会等」という。）は、原則として市内の教育関係施設（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公民館）及び児童福祉施設（児童館、児童クラブ）、又は市内に在住、勤務又は在学する者で構成する団体が主催し、当日の参加者が10人以上見込まれるものとする。ただし、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(派遣日時)

第3条 利用日は、科学館の開館日とする。

2 利用時間は、午前9時から午後5時までの間で概ね2時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(講師派遣等)

第4条 訪問講座の講師派遣料は、無料とする。ただし、教材の材料費が必要な場合は、その実費を納めるものとする。

(派遣の申請等)

第5条 訪問講座を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、蒲郡市生命の海科学館訪問講座講師派遣申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申込者は、申請書を利用しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項による申込みがあったとき、教育委員会は、職員の派遣の可否を決定し、申込者に対して原則として2週間以内に蒲郡市生命の海科学館講師派遣承認通知書（第2号様式）又は蒲郡市生命の海科学館講師派遣不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 前項の講師派遣の承認について、教育委員会は、申込者に対して必要な条件を付すことができる。

5 申込者は、申請書を提出するにあたり、効果的な学習実現のため、科学館と十分な打合せを行うものとする。

6 学習会等の会場確保については、申込者の責任において行うものとする。

(講師派遣の制限等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) この制度の目的に反すると認められるとき。
- (4) 科学館の都合により講師派遣ができないとき。

(変更等の連絡)

第7条 第5条により講師派遣の通知を受けた申込者は、学習会等の内容、開催日時、開催場所その他申込事項に変更があったとき、又は学習会等を中止しようとするときは、変更及び中止の事実が発生した時点で、速やかに科学館に連絡しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



第2号様式（第5条関係）

蒲郡市生命の海科学館 訪問講座講師派遣承認通知書

..... 殿

蒲郡市教育委員会

年 月 日付で申し込みのありました講師派遣について、  
次のとおり承認します。

学習会名	
派遣希望日	年 月 日 ( 曜日)
学習会 実施時間	時 分 ~ 時 分
学習会 実施場所	所在地 電話番号 会場
受講者数	人 (大人 人、小人 人)
講座内容	ワークショップ ・ サイエンスショー ・ 座学 (授業)
派遣講師	氏名
備考 許可条件等	
第 号 年 月 日	

第3号様式（第5条関係）

蒲郡市生命の海科学館 訪問講座講師派遣不承認通知書

..... 殿

蒲郡市教育委員会

年 月 日付で申し込みのありました講師派遣について、  
次のとおり不承認とします。

学習会名	
派遣希望日	年 月 日 ( 曜日)
学習会 実施時間	時 分 ~ 時 分
学習会 実施場所	所在地 電話番号 会場
受講者数	人 (大人 人、小人 人)
講座内容	ワークショップ ・ サイエンスショー ・ 座学 (授業)
不承認 の理由	
備 考	

第 号  
年 月 日